

那珂市議会 議会運営委員会記録

開催日時 令和6年5月8日(水) 午前9時58分
開催場所 那珂市議会第2委員会室
出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委員 鈴木 明子 委員 寺門 勲
委員 小池 正夫 委員 君嶋 寿男
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

- (1) 議会基本条例の検討について
…内容等について協議
- (2) その他
・議員勉強会の日程について
…事務局より報告

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前9時58分)

委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

先ほど市長からもあったとおり、議長を連れてようやく議会も台南市との交流が、各常任委員会もこんなところで行けるんじゃないかというのも台南市を訪れながらちょっと計画を様々している最中でございますので、議会の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜って、今度、厳しい台南弾丸ツアーをよろしく願いいたします。

閉会中のお忙しい時間、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

また、先ほど来から市長と大和田委員長からもございましたように、私も議会の代表として参加させていただきました。それでやはり本当に実際のところハードなスケジュール

ルで、昨日は朝8時に出発して、夜帰ってきたらもう9時半という弾丸でしたけれども、今回行かせていただいて、台南市の方々が本当に那珂市に対して物すごく期待されているなと感じました。先ほど委員長からございましたけれども、各常任委員会でもまた行ければいいのかなと思っておりますので、今後、皆様といろいろ協議をさせていただいて、台南市のほうの交流をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、案件は基本条例についてということですので、皆様の慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議会基本条例の検討についてを議題といたします。

議会基本条例の検討については、皆さんに宿題とさせていただいていたところですが、今日は条文ごとに内容の確認、修正点などを詰めていきたいと思っております。サイドボックスにございます。

それでは、宿題にしておりましたが、どうでしょうか。特にご意見ありませんか、修正点など。

鈴木委員 第14条なんですけれども、議長及び副議長の選出に関して市民に明らかにするために所信を表明する機会を設けるものとするというのは、義務であるという意味なんですか、これは。

委員長 それは地方自治法との関連が多分あるかと思うけれども、事務局から。

事務局長 こちらのほうは、あくまでも表明する機会を設けるということになっています。議長選のときにも本会議のほうで説明させていただきましたけれども、本来、議員の皆さんには被選挙権、選挙権、その議長選におきましてですね。ですから、表明しなくても、その方に入った票というのは有効になるんです。そちらのほうはいろいろ今までもありまして、その辺ははっきり本会議の中では申し上げているところではありますけれども、ただ、公職選挙法の法律の中で皆さんが立候補して、選挙があつて当選という流れとは、また議長選の場合は別なんです。立候補しなくても被選挙権があるという形になりますので、それなので、本会議で議長選挙が入る前の前段で所信を表明する機会を設けているということになります。議長選挙を宣告しますと、その後は皆さん、発言することができないんですというのが自治法の決まりになっていますので、会議規則等の決まりになっていますので、こちらの基本条例の中では、そういう議長としての所信を表明する機会を設けますよというものを一言入れて、本会議の議長選挙の始まる前にそういった機会を設けているのが今の現状でございます。

君嶋委員 すみません、ちょっと私も確認させていただきたいのは、この議会基本条例という

のが那珂市議会議員の中での決まりということで、まずいいんですよね。ということは、こうなると、これからの活動の中でもどういうものをやるべきとか、これをやるものとすとかいう言葉の中で、今言った、この基本条例をつくるときは、最初は市民に開かれた議会を目指すということで、市民に分かっていただけるようなものをつくりましょうという話がスタートだったと思うんです。だから、さっき鈴木委員が言ったように議長の立候補制ということを出して、5分間の所信表明というのも入れさせていただいた。ただ、その中でやはりそこから市民に開かれた議会というならば、議長が誰と誰と誰が立候補したのかとか、そういうのははっきり明確に出したほうがいいのか、それともそこは別にはっきりさせないで、議長選に入ったほうがいいのか。そこは別に決めても問題はないんですか。こういう立候補制を取っているということで、立候補者の中から選ぶとか、そういう流れをつくることは難しいんですかね。

事務局長 一応、議会のほうで、議会運営を行う際に参考となるものとしまして、総務省とか、あとは事例とか、そういったものをぎょうせいのほうで取りまとめた議会事務提要という、こんな物すごい厚い本があるんですけども、その中で書いてあるのは、基本的に全議員が被選挙権、選挙権を持っていますというのが前提になるんです。ですから、そのところで、地方自治法のほうでそういった形になっていますので、それを議会の基本条例の中で立候補しない方に対して、それは被選挙権はありませんとまで言うことは、正直、法が意図するものではないという解釈になっています。

君嶋委員 了解しました。

そうすると、やはりそこについては、立候補した人以外は候補者とはならないということと盛り込むことは難しいということですよ。

事務局長 おっしゃるとおりです。

君嶋委員 多分、全国でも、前回の那珂市もやりましたけれども、1か所私も調べたときに、ほかの地方議会であったというのは1回聞いたんですね。ただ、その後、その議会在候補者が辞退したとか、何かそういうものがあつたようなことで、結局、それはそれで、議会ですから、そのやり方したみたいです。その後いろいろ調べたんですけども、やはり議長選出というのはどこでも基本条例で立候補制を取ることと所信表明をやるというのが大体の形かなと。それ以上のことが出ていないんですよ、どこを調べても。だから、あまりそこははっきりとした明確な文章がなかったなというのは感じていました。だから、局長の言うことで了解しました。

副委員長 今、事務局のほうから説明がありましたけれども、過去の当市議会についても、市民に対して見える化、透明化を一生懸命やってきておきながら、議長選についてだけ不信感をもってしまったというのは過去ありましたんで、これは市民の方がたくさん、大きな声で言われました。何で見える化って。言ったように、確かに被選挙権はあるのは事実なんですけれどもね、自治法上。それは決まっていますけれども、あとは解釈の間

題で、やはり立候補表明をして、所信表明をやって、それで当選するなら市民の皆さんも分かるよねという話なんですけれども、所信表明もしない方が当選しちゃってどうなのという声もはっきり聞きました。

それで、本市議会としても、見える化、透明化、開かれた議会って一生懸命やっておきながら、それはないでしょうと。今、事例については、やはり見える化、透明化というのは非常に重要なことなので、基本やはり立候補制を取って、立候補した方が当選するというのは、これは当然のことだと思うんです、市民の皆さんもよく理解していただけることだというふうに思います。

ただ、今後そういうことがないとも限らないので、もう少し強い条文なり、立候補制を、届出を行い、届出方式をはっきりうたうというのと、所信表明をした後、必ず議場での投票を行うという、そういう文言に変えたほうがより市民の皆さんにも納得のいくように、基本条例としてもね。ただ、今の事例でいうと、やはり公職選挙法についてもそうなんですけれども、立候補した者が必ず当選するというのは、これは当然市民の皆さんのご理解のとおりなんで、そちらに向かってね。立候補していない者については、所信表明していない人については当選は無効とする、そういった強い条文を私は多分必要、多分じゃなくて必要だというふうに思うんですよ。

今回そこまで設けなさいという提案はちょっとしづらいというのはありますけれども、これは解釈のいかんによってなのでね。事務局長のほうでおっしゃったように、議会としてのルールということで、大半がそういうところまでね、そこまでの縛りはつけていないということなんでね。その辺はやはり、もう少し強い条文で立候補制を明確にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

事務局長 今、副委員長のほうからもありましたけれども、一応、基本的には議長選挙については公職選挙法の立候補の届出の条文を準用していないんですね。それがありますので、全員が被選挙権を持っていますということが前提になるということになっています。

もし仮に基本条例の中でそれ以外認めないという表現を使うとなると、それは法律に反するものになってしまうというふうな、その辺ですね。ただ、そのところで公職選挙法を準用していないので、立候補はしなくてもいいことにはなっています。ただ、やはりこの基本条例で、そういう機会を設けますという形にしていますので、そのところで議長選挙に入る前にそういう機会を設けるという形になっていますので。それで、以外は無効ですというところになった場合には、そもそも法律の根拠が、そのところを無効ですとまで言い切れる根拠というのがちょっと難しいと思うんです。あとは本当に、可能かどうかは分かりませんが、例えば申し合わせ内規とかそういったところで、紳士協定みたいな形にするか。ただ、あくまでも基本は基本条例なんかでそういうのを決めているところもあると思いますけれども、基本は、公職選挙法の趣旨をくぐるものではなくて、やはり被選挙権というのは皆さん、もともと議員になった時点で議長にな

りたいというものは、もともと皆さん備えているというのが前提なんですね。ですから、本来は立候補しなくても皆さんの投票で決まるというところがありますので。そのところが本当に、以外認めないという条例自体が認められるのかどうか。そもそもちょっとそのところが微妙なところかなと思うんですけれども。すみません、答えになっていないようで。

次長補佐 局長が言った申し合わせ内規の中で、基本条例14条関係が一番下にあると思うんですけれど、申し合わせ内規で決めているのは、今この2つというんですか。所信表明として、発言時間5分以内とする、発言順序はくじで定めるという、ここまでが今、申し合わせ内規の中では決まっているような状況です。

副議長 いわゆる紳士協定みたいなものですね。

委員長 まずは上位法との関連で条例化の文言がどこまでいけるかというところと、この内規、紳士協定というか、そこをしっかりと、そこも議員の皆さんの理解も必要だと思うので、そこをちょっともんでいくところと、あとは、先ほど開かれた議会というのであれば、今まで議長選に関して、ようやくユーチューブがああやって議長選に放映できるようになったので、そこはユーチューブを見ている方はそうかもしれないけれども、今度は広報なんかのほうでも議長選に関して何か取り上げるというか、こうでしたとかという何かね、できるのでないのかなとは思いますが、出口の部分では。と思うんですけれども、そこら辺でちょっと検討したほうがあれなのかな。

君嶋委員 今、委員長が言ったように、ただ、今日ここで決めるんじゃないで、ここについては少し議論して、もっと調査したほうがいいのかと思うんです。議長選って、本来は4年に一度なんですけれども、紳士協定の中で2年に一度ということで那珂市議会やっていますので、その間、2年間の間でいろいろと調査して、いろいろ情報交換しながら方向性を考えたほうがいいのかと思いますね。だから、そういう声があったということで、委員長取りまとめをよろしくお願いします。

委員長 確かに、ちょっと時間があるので、その3つかな、入口の部分と出口の部分とを少し、共に検討していきたいと思います。ありがとうございます。

ほかの条文で何かございますか。

副議長 16条の反問権、一問一答の反問権なんですけれども、これ議員間で解釈が、ちょっと皆さん、いつも違った、反問権ってどういうことというので、もうちょっとこの辺というのはしっかり皆さん認識できるように、共通認識で反問権というのを理解するのに、何か勘違いしている方もいて。結局、私が認識しているのは、今の質問が分からないから、もう一度お願いしますというのが私の認識での反問権なんですよ。そっち側からの問いかけでこちらが反問権という行使で、どういう認識なのかというのが多分おのおのみんな解釈が違って。この辺、もう少しみんなが共通認識を持てるような理解というのは必要なんじゃないかなと思っていて、いかがでしょうか。

委員長 そうですよ。反問権、近年ないからね。その解釈が余計ばらばらという。

小池委員 この間、かすみがうら市議会を見てきたときに、ある議員が市長に対して質問したのに返して、反問権を行使しますと21分間議会が止まったんだけど、その場合には、市長に対する質問に対して、通告にないことを言って、それが反問権。一番長くて1時間ぐらい止まって。だから、多分、副議長が言うとおりの、反問権というのはどういうものかという議員間の認識というのがないとね、正しくどれが反問権だということが、どういうことでどういうので反問権を行使するという、それがちゃんと決まっていないから。議会でやるんだったら、答弁のときだったら議長と言って、反問権を行使しますと言って、じゃ反問権と言って、それでやるんだけど。

副議長 逆に質問を返すことなのか、今の質問をもうちょっと、もう一度お願いして分かりやすく、もう1回この質問しますよというのが反問権なのか。

君嶋委員 実際、反問権ということは、一般質問でやったとすると、議員が一般質問して、質疑応答を明確になるようにね、執行部が議員の質問に対して、今、質問したことについてももう一度詳しく説明してくださいということが反問権。こっちがこうだあだということじゃなくて、執行部に対して質問した内容について、ちょっとまだ理解していないから、もう一度詳しくお願いしますということを執行部の方が反問で問いたです。これが反問権ということで、これは実際、北海道栗山町、基本条例をつくった最初のところでそういう形で始めた。だから、那珂市議会で前にあったのは、ちょっとずれていたんだよね。

副議長 反問権というのは一体何なのかなというのがぼやけてしまった。

君嶋委員 さっき副議長が言ったように、質問に対しての執行部のあれですということなんです。だと思っんですけれど。

副議長 質問内容では分からないから、もう一度かみ砕いて質問してくださいというのが、そういう認識。

副委員長 反問権については、過去、当議会のやつは反問じゃないので。意味が分からないんで聞くというのが反問なので、だから、その意味をちょっと詳しく、もう少しこの条文に具体的に、質問に対して問い返すことができるということで表現を具体的にしたほうがいいかなというふうに思います。これは執行部の皆さんも同じで、要は分からない、質問の中の分からないことを聞くんじゃないで、違うことを聞きちゃったりしているんでね。あと感情的になるというものがあるんで、そこら辺を避ける意味では、もう少し具体的に質問に対する質疑に、そうやってもらったほうがいいのかなという気がします。

委員長 その反問権の話なんですけれども、ちょっと何のことかなってね、最近ないのであれなんですけれども、先ほど君嶋委員も副議長も話をしているのは、どちらかという問い直しというのが反問権じゃなからうかなんですけれども、過去にはそうではなくて、議員はどう思うんですかみたいな、逆に。一般質問でこちらが質問しているのに、それ

じゃ議員はどう思うんですかとかいうようなのをやって、それは反問権じゃないんじゃないっていうのがちょっと議論がずっと残っていたところなんですけれども、近年それが無いということなんですけれども。

次長補佐 反問権関係も申し合わせ内規のほうにうたっている部分はあるんです。今、条例を直すというよりも、この部分でももう少し分かりやすくしておいたほうが、議員の皆さんが同じ認識を持つというのであれば……

委員長 もう1回流してもらっていいですか。

次長補佐 基本条例16条関係で①の（１）から（３）までです。これを決めたのも平成24年ということで、大分前です。ですから、ここがちょっと皆さん分かりづらくなっているのかなという、条例というよりも申し合わせ内規のほうで、先ほどと同じようにというのものもあるのかなとは思いますが。

副委員長 具体的に決めていないということだ。

副議長 これではちょっと含みが多過ぎて分からないですよ、この文章では。

副委員長 内規そのものが分かっていない、みんな。これ自体が。

鈴木委員 先ほどの申し合わせ内規の（１）反問権の範囲は特に制限しないというのが必要なのかちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長 そこが、範囲がないので何が反問権なのかが明確になっていないというのが、先ほど言った以前あったようなのも含めちゃいますよねということで多分、今まで進んできたところなので、一度この反問のところも、やはり見直して、多分反問のときに、先ほどかすみがうら市でしたっけの話もあったけれども、これでは、例えばあったとしても、多分、議長が止められないと思うんですよ、この文言では。というところもあるので、文言を決めていって整理して、今度議会にもそして執行部にも通達というかしらなければいいのかなと。

副議長 かすみがうら市議会ではこう書いてあるというのが、議員からの質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するために市長や市の職員が議員に質問すること。だから、今の趣旨はちょっと分からないんですけれども、もっとかみ砕いてというのが君嶋委員が言ったようなことなんだというのが、これでは理解できますけれども、こっち見たって多分理解できない。範囲が制限ないということになっちゃうと。

委員長 ほかの市議会なんかちょっと参考にはできると思うので、そこをちょっと文言を整理して、そうすれば、議長もそれは反問権ではないです、止めますってすぐ、その20何分だか1時間止める必要性もないと思うので。

事務局長 こちらの議会改革実践マニュアルという本があるんですけれども、その中で例えば反問権のところがありまして、それに対して、反問権と反論権というのがあるんですね。どちらかという、「議員、その質問して、あなたどう考えているんですか」というようなのはどちらかという反論権の部類かなと。あくまでも趣旨とかそういったものを

確認するという部分が反問というところなのかなというのは思うんですけども、その辺はもうちょっと分かりやすい表現で、先ほど委員長からもありましたように、皆さんが間違えないできちんと使えて、執行部のほうもそういったものが利用できて、議長のほうでもそういったところで采配が振るえるという、そういう表現のほうが必要なのかなというふうには考えています。

委員長 これまた宿題にさせていただきます。

君嶋委員 令和3年7月7日の全員協議会で、その資料の中に反問権というもの、これ多分、皆さんに配ったんですよ、このとき。その内容が、さっき言った経緯で、議会改革の一環として北海道栗山町の導入例から入って、一般質問での質疑応答が明確になるように、執行部が議員の質問に対し、論点などを明確にするため議員に対しての質問とするって、そこでもう1回皆さんに配っているんで、こういう内容のやつを参考にもう一度、分かりやすくするといいのかなと思うんです。実際もう3年前にもやっているんで、そういうことはね。だから、それも含めて。

委員長 忘れちゃうんだよね。最近ちょっと反問が最近ないから、余計と記憶に残らないところもあるんですけども。どちらにしてもそれは。

君嶋委員 だから多分ね、どんどん変わっているんで。

委員長 ありがとうございます。

反問権についてはこんな感じでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、ほかの条文、ございますか。

副委員長 第9条なんですけれども、議員の自由討議というところで、現状、各常任委員会やら全員協議会もそうですけれども、毎回毎回そう言われながら、何となくできているようなできていないような、やはりできていないみたいなんですけれども、要するにどういふものを自由討議、議員間討議、通常の審議事項でのやり取りがそうなんだというふうには解釈するものの、それとはまた喧々譁々みたいな議論の場ってないよねというのが。全員協議会ではね、一つのテーマについて議員間討議というか、そこまでいっているのかどうかちょっと難しい部分があるんですが。もう少しにぎやかな議論ができればなというところなんですけれども。

これも条文を変える云々じゃなくて、やはりいつも反省するときにはできている、できていない、ちょっと足りないよねというのは、毎回その見直しの時期で考えるんですけども。どうするのというところがちょっと今までなかったんで、もう少し、各議論の場というのはあるので、一つのテーマについて全員が持ち寄って、あらかじめ調査資料から何から、テーマに関する資料をあらかじめ読み込んで、これやりましょうねという、最終的に一つの結論が出てくるというのが一番いいんだろうとは思いますが。それが例えば道の駅であったり、これはまた常任委員会の中での委員間討議というの

必要になってくるので、一度、この那珂市議会としての議員間討議のやり方をね、ルールというか、そのやり方を決めて、それで一つ事例をつくってやってみませんか。そこから始めて、こうしましょう、こうしましょうというのが出てくれば、それがもう少しこれでやりやすいよねという、そういうルールみたいなものができればいいなというふうに思っています。どうでしょうね、それは。何か一つ決めてね。

委員長 私もやはり思うんですけれども、この条文にも議員相互の自由討議を尽くした上でというのが十分にできていないというのが実感しているところでもあります。どのような形がいいのかがちょっとまだイメージがつかないし、今の状況のままではまだちょっとできていない、うちらも成熟していないというところがあるのかなというところがあるので。皆さんもお知恵を絞っていただきたく思うんですが。

副議長 最近、少し出てきた、昔は執行部の案件に対して反対の方々の意見は永遠にずっと続く。でも、今回はいろいろ見ていると、ほかの議員も賛成というか、肯定的な意見もあの中で、全員協議会の中でも出るようになってきたと。あれをもうちょっと、お互いにその中で討議できるように増やしていける、いい傾向だと思うんです。今まではもう賛成の方々はもう何も言わないって、もう黙って。それが賛成の態度だというようなイメージだったんですけれども、今回やはりいろいろ肯定的にいろんなことを捉え始めて、もっとこうしたほうがいいですよ、ああしたほうがいいですよなんて出るようになってきたのは、物すごくこれいいことだと思う。この火を消さないように育てていきたいというのはちょっと思っています。何かちょっと変わってきているなというのは感じながらいます。

鈴木委員 私も勉強し始めたばかりなんですけれども、でも、市議会の中って、議員が話し合うというのが議会だよというのを教えてもらって、今、委員会では結構そういうことも私は感じているんです、こういうことなんだというのを。今、全員協議会の時というのは、議員対執行部みたいな感じになっているので、私はそれが当たり前だと思っていたんですけれども、何か違うこともあるんだというのを何か最近知ったばかりで、さっき副議長がおっしゃっていたようなことが必要なんだなというのは思いました。

委員長 執行部だけに投げかけているんじゃなくて、議員の意見に対しても、実はこうなんだよというね、知識の相互があってもいいんですけれども、なかなかそれがね。そうするとヒートアップして、何だこのやろうになっちゃうときも正直あるんですけれども、そうなるというかね、それはそれぞれのあれですけれども、それをどうやっていけばいいのか。もっとブラッシュアップしていきたいと思います。

副委員長 よくやっているのは奥州市議会というのが岩手県にありましてね、ここはきちんと、きちんとというか、みんながやりやすいように、事務局もそうなんですけれども、お膳立てを、最初、テーマが決まると資料配付して1週間ぐらいで進めていくというやり方をやっていますね。もうこういうふうに進めましょうという会議のやり方も全部ひな形

つくっちゃって、取りあえずそれでやってみるということで、今やっているようです。去年の9月に何かそういうあれができたんで、ぜひ現場を見に行ったり、ちょっと参考までに。ここはなるなというふうに思っています。

委員長 ありがとうございます。

という意見もございましたので。参考になるようなのをちょっと皆さんも調べていただきながら、この自由討議のところは、実際の運用を進めていきたいなと思います。

委員長 ほかにありますか。

副議長 広がっていったら過ぎるからちょっとあれなんですけれども、組織なんですけれども、議会の組織編制で、これ議会運営委員会で決めることなのかなと思っていて、ちょっとやはり広報編集委員会の格をちょっと上げることというのは、今後、検討課題の中に入れていっていただきたいというのは。

委員長 それも前回話があったので、それは随時、議会運営委員会と広報編集委員会というのを広報編集委員会のほうでも取り上げていただいて、格上げに向けて順次進めていきたいと思いますが、どうでしょうかね。

君嶋委員 先ほどから言っている基本条例の見直して、別に今日この改選があった年だけやるんじゃなくて、やはり議会運営委員会の中で、また変えなきゃならないとか、いろんな動きがあって変わってきたとか、そのときは議会運営委員会の中で常時、この基本条例についてもいろんな意見を出し合いながら、そのときそのときに合わせた流れで多少変えていくべきだと思うんで、これについてはずっとこれからも課題としてやっていただければと私は思うんです。ですから、今日ここで全部それで進めるんじゃなくて、今後いろんな動きが見えたらそこはそこで議会運営委員会のほうで検討していただければということでお願いしたいと思います。

副議長 あと、これ基本条例の中には書いていないんですけれども、いつも一番思うのが、通告ありと通告がないという、これの認識も、やはり将来的に議会運営委員会で、きちんとした共通認識でやるのが望ましいのかなというのを。やはり通告って、あそこに通告という部分が入っていて、それから逸脱しない、同じそれに付随することも今は通告外になっているし。質問からずれたことが通告外なのかとか。やはりその議員とかその方々によって認識がちょっとずれがある。やはり通告はここまでで、それと質問の範囲を超えるというのはまた違うことだと思うんで。例えば同じ質問の中でも納得いかなければ、再質問することが、それも通告外になっちゃうのかという。やはり答弁できないなら、答弁できないなりに、先ほどの答弁と一緒に、それでも一つの形になるだろうし。あとは議長が、それはちょっと通告の範囲を超えていますんで止めるというのも、これそういうことにもなるだろうし。きちんとした共通認識というのを通告というものに対して持ったほうがいいなと思うんで、これも含めて議会運営委員会のほうのテーマとしてちょっと考えていただければありがたいなって。皆さん結構もめる部分であった

ので、よろしくお願いします。

鈴木委員 分からないことがあると思うんですけども、一般質問って、執行部と一緒にやり取りしながらじゃないですか。その場で、これは答えられませんというふうに言われるんですか。そうしたら、それは何ですかって、また議会の一般質問本番になる前までに、何かそのやり取りというのはどういうふうにされているのかちょっとお聞きしたいなと思って。そこで初めて言えませんかと言われるわけではないということですか。

委員長 今、多分この議会運営委員会の中で話しているのは、通告書って自分で書くじゃないですか、何やって質問して、何やって質問して、文面通りに返事もそのまま来る。そのまま質問する、そのまま答えるというのが何か今そんな感じじゃないですか。でも、それちょっと何ていうんでしょう、逸脱しない範囲で一問入れてもいいんじゃないのという議員も多いし、そのままでいいんじゃないという議員も多いしみたいな感じです。

副議長 自分で納得できないのは、やはりもう1回ぐらい聞きたくなるという心理も分かる。

鈴木委員 そこでもう1回、いや、これはという、打合せの中でもやっているという。

副議長 やる人もいるし、やらなくても私はいいなと思っていて、やらなくて、例えば同じような、私はでもこれだからこういうふうに思うんだ、執行部から回答が来たらですよ。でも、なおさらこれだからこう思うんですけども、もう1回答弁いただきたいといっても、執行部のほうは、先ほど答弁したとおりです、それは仕方ないと思いますけれども、やはり自分の思いというのをそこで表現したい議員も多分いると思うんです。予定調和の中でちゃんちゃんと終わるんじゃなくて、あと、多少そこからずれても、数字に関することじゃなければ答えられると思うんですよ。後ろに執行部も詰めているし、執行部が後ろに詰めている意味すら今のやり方では意味ないし。そのときはもう議長が止めていただいて、暫時休憩で、ちょっと調べてくださいって、何とかまとめますからとかという、そういう議会でもいいんじゃないかなって。もう石岡市議会なんか行ったら、すごいですもんね。がちり縛り過ぎちゃうんじゃないかって、多少の含みを残しておいたほうが我々もいいんじゃないかな、執行部は大変になりますけれど。

小池委員 ただ、執行部にしても、想定問答とって、これに関してこういう質問が来るんじゃないかというの2つ、3つは用意しておいて、それで想定問答というので、やはり聞きたいこととこの範囲内であるということを想定してやるんです。ただ、それをやり過ぎてしまったら駄目なんで。

副議長 きちんとした答弁をいただくには、やはりきちんとした通告をしておかないと。

小池委員 納得いくように打合せはちゃんとする。

委員長 そういう歴史が正直あって、ちょっと前までは通告は、もう本当に通告書に逸脱しているような質問をしたり、ちょっと発言が強過ぎて執行部とけんかになっちゃうような、こういう問答があったために、通告とは何かという議論が始まりまして、そうすると通告というのは書かれたものだよなという縛りを今度はぎゅっとした。そうすると、結局

は、場は荒れないよねということになったんだけど、でも、やはり少し関連した質問とか、もう一度投げかけるとかというのはしたいし、するべき、執行部の緊張感も含めて必要なのではないかという議論はまだまだ最中だし、いいんじゃないという話が出ているかなという感じなんですけれども。そこは局長。

事務局長 一般質問の通告については、今までも議員の皆さんと執行部も含めていろいろ議論があったかと思います。一般質問自体は今さら私が話すのもあれなんですけれども、議員の皆さんと執行部のほうで一緒につくり上げていって、できるだけよりよい答弁を引き出すというのが議員の皆さんの求めているところだとは思いますが。執行部のほうとしましては、やはり執行部が発言したものというのは市としての見解の発言になってしまいます。ですから、そういったものも含めると、ある程度責任を持った答弁を執行部もしたいと、できないならできない、できるならば、こういった形ならできますよというものを提案してあげたいとか、そういうよりよい一般質問になるようにということで打合せが、あれだけ細かいものが入ってきたんだと思います。

一応、全員協議会の中でも、前に一般質問のそういったお話が出まして、そのときは答弁書がないもの以外は駄目ですというような表現があったんだと思うんです。ただ、それは違いますよと。答弁書がなくても、きちんと執行部とその辺の打合せができていれば、質問は大丈夫ですよというような、前の事務局長がそういう説明をしていたかと思っています。ですから、答弁書自体はやはり今までどおり作られると執行部としてはありがたいですし、責任ある答弁ができるかと思っていますし、議員の皆様も自分でいろいろつくり上げたいものとか、そういったものについても前向きな答弁なんかも引き出せるのかなというのもあるので。ただ、答弁書がなければ絶対駄目だよということまでは言い切っていないと思うんです。ただ、やはりそのところは執行部のほうにも伝えておいてもらえれば、執行部のほうも、例えば駄目押しで、これもう1回やりたいんだけどというのを執行部のほうに言うておいてもらえれば、執行部のほうはその辺の答弁はできるかと思っています。

そういったのが前の全員協議会のときの説明には一応なっています。

議長 今の話の追加になりますけれども、結局、議員の方が一般質問されますよね。それで、そこは最終的には議長判断になるので、執行部答弁どうされますかという言い方をできるので、なので執行部は「できません」というふうになれば、それでも議員の方はそこでもう諦めていただくとなるので、そこは議長采配になると思います。もちろん、だから、今の質問に対して、要するに議長って全部原稿を持っているので、それで合わせてやっているから、次は教育部長で次は産業部長とかありますから、その間に入ったときに、執行部は今の質問に対して答弁どうされますかという言い方はできますので。それで今までそれはなかなか目立たなかった部分があるので、打合せもそうですけれども、最終的には議長が判断して執行部に問いかけるということが出来ますから。その辺は理

解していただければと思います。だから、全部駄目というわけじゃないですから。こちらの議長として采配するわけですから。その辺をご理解いただければ。だから、今まで全部が全部駄目という部分で理解されていた部分がありますからね。ただ、それが暗黙の了解というか。

副議長 それを認めちゃうとやり過ぎちゃう方がいる。

議長 そうなんですよ。

副議長 やはり多少の議長裁量って、さっき言ったとおり、議長がこれはちょっとおかしいんじゃないかというのは、今のはちょっと、これは通告からずれているから答弁はできませんよって、それはもう議長の判断で。今はそれすら、やはりもう答弁書に書いていないことは質問しちゃいけないという風潮が、これどうなのかなというのがあったんで、やはりある程度の思いというのは、同じ質問でも何でもしたいときはしたいし。それは同じ答弁になってしまいますって、それでもいいんです。今回は答えられませんが何でもいいんです。やはりそういうやり取りがあっただけいいのかなんていうのは思っている部分だったんで。

議長 今、副議長が言っていましたね。私も副議長も、委員長もそうなんですけれども、石岡市議会を傍聴しに行ったときに、質問内容以外のことをした場合には、通告に従って質問してくださいという言い方をされるんです。そういう言い方もあるので、そうすると、やはり質問する人も分かりましたという部分で通告に従ってやったんですね。

やはりそういうのを見ているから、これは逆に分かりやすいのかなと思ったので、もし質問以外のことがあった場合には、通告に従って質問してくださいという言い方ができるというのを勉強しましたので、そういうの大事だなというのは。議員の方は質問外のことは分かるので、そういう言い方もあるというのもご理解いただければと思います。

委員長 そうなると、先ほど局長の言った、絶対ではないというところを、そうやって大っぴらにしちゃうと、先ほど話したとおり何でもいいのかって話にもなるし。関連していない質問であれば、議長が止めるんだ、止められる。そこを議員に理解してもらおうかというところかなと。

ただ、執行部もこれも理解してもらわなきゃならないことなので、執行部も、先ほど前向きな答弁をしたいという、つくっていくという話もあったんですから。でも、思いが乗っかっちゃったときとか、そういったのはどこまでの質問が出てくるかというのも、ちゃんと打合せでもう1回質問したいってなる可能性もあるし、いきなりというときもあるしという、副議長が言うぐらいのいま一度ぐらいだったらいいけれども、ちょっとニュアンスが変わってくると、言ったでしょう、言わないでしょうみたいな話になると、これまた難しい。またけんかじゃないけれども言い合いになってしまう、言った言わないの水かけ論みたいになってしまうし。そこのバランスを、ちょっと執行部と議長と、ちょっと詰めてもらわなきゃならないかなとは思っていますけれども。

君嶋委員 一般質問の中でやり取りしていた中で、結局、通告したものを多分事前に皆さん打合せしてきて、その中で思いが入ってきて、そこからちょっと入った場合は答えられれば、そこは執行部に答えてもらう、でも、できないものはできないってはっきり言われれば、それ以上のことは質問者ができないと思うんですよね。あとは、議長がその状況を見ながら止めるなりして、あとは発言できるなら、執行部の様子を見ながら、できる人はそこでちょっと言ってもらうとか、そういう形で流していったほうが、あまりこれは通告がああだって決めないで。そこは、ただ、実際に通告外のもの打合せをやっていないと思うので、通告内の擦り合わせですから。それを進めた中で、ちょっと入ったときは、そこは見ながら。ただ、これがずれていると思ったら、もう議長の采配で止めてもらおうと、そういう形のほうがいいのかなと思うんですよね。そこが、あまりここで議員全員にこうしてくれ、ああしてくれと言っても、そうすると逆に戸惑っちゃったり、あとは、ただできたものを読み上げて、できたものだけじゃなくて、ちょっと含みを持った質問ができるように、少しその辺はやったほうがいいのかなと思いますから。

あとは、皆さんの言う質問の仕方を見ながら、いいものがあれば、みんなそこを取り入れていけばいいのかな。ただ、執行部との打合せだけはきちんとやってもらいたい。それはもう決められた開会前にいただくということはきちんと守っていただきたいと思うんです。ぎりぎりもう自分の質問の1時間前までのやり取りだけは、これは執行部に対しても失礼だし、その辺は守っていただければと思うんです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

事務局長 今、君嶋委員からもあったかと思うんですけれども、前提として執行部との打合せのほうは何かお願いできればと思います。やはり事務局としても危惧しているところは際限なく質問がいろんな広範囲に及んでしまうという部分が危惧しているところです。ですから、そのところは議員の皆さんのほうで共通認識を持っていただく。それがただ一番難しいところだと思います。議長も、本当に瞬発力といいますか、もうこの時点で止めなければ、その質問を止められないとかというところもあるので、基本的には、やはり打合せをしていただいて、追加の質問があるにしても、そういうものは執行部のほうにも、こういうのもしかしたらするよみたいな投げかけてもらっていたほうが執行部のほうの準備もできるかなとは思いますが。そのところ、やはり議長の裁量の部分と、あと際限なく広がってしまうというところは、ちょっと危惧されるところです。

委員長 文言はこのままですけれども、議長裁量で進めていくと。議員各位が品位を持って。

(「常識の範囲でね」と呼ぶ声あり)

委員長 まさにそれなんですけれど。というのも含めて、運用しながら執行部の皆さんにも、そういったものが議長裁量の範囲でもしかしたら出てくる可能性もあるということもなきにしも、ちゃんと打合せをしてということでしょうけれども。

(複数発言あり)

委員長 そういったところで、運用しながら。逆に議長、いろいろとよろしくお願いします。
ほかに条文についてありますか。

(なし)

委員長 私からいいですか。

前回言っていた議会報告会、これは何か条文はあれなのか分からないですけれども。
次長補佐 条文までは直さなくていいと思うんですけれども、ただ、形式を変えるので、今度の全員協議会で委員長報告でやり方を変えるという報告はしていただいたほうがよろしいかと思うんですね。その中で、常任委員会単位でやるというのは決まっていると思うんですけれども、それ以外に回数とか、その辺をどうするのか。委員長報告の中で全議員にそこは周知しないといけないのかなとは思いますが。

委員長 どうしましょう。

次長補佐 常任委員会単位というのは、3常任委員会ということでもいいんですかね。

副委員長 4常任委員会でしょう。

委員長 原子力も入れると。

副委員長 常任委員会は4つある。

委員長 常任委員会4つ。

次長補佐 常任委員会で、そこは決まっていると思うんですけれども、その回数ですね。

委員長 何回以上とかいうと、これも見るとね、何か1回以上って書いてあるから、2回以上とか。

次長補佐 そこは条文までは直さなくてもいいのかなと思います。委員長報告の中で。

委員長 どうでしょうね。こっちから1回以上、2回以上って、回数も言わなきゃ初めだから言わなきゃならないよね。できる限り多くはやってほしいですし。

鈴木委員 これを見ると、1日の間に2回、別の場所でやっているとかってあるんで、となると、やはり2回、別の場所を地域ごとできっと皆さん違うかもしれないので。なので、2回以上はというふうにしたら、1日で、それが2回になるんじゃないかなって。2日以上じゃなくて、2回以上だったらいいかなって思いました。

委員長 そういう前向きな意見で。どうですか、常任委員長のご意見をお伺いして。

小池委員 1回以上。

君嶋委員 報告会というか、その各常任委員会での実施ですから、ただ、いろんな話の中で、3月定例会だったら予算、決まったことを報告しながらこういう新規事業がありますとか、そういうものを含めて、その担当常任委員会がこういう新規事業がありますよとか、そういうものを話すのもいいのかなと思ったり、あとは9月の定例会後に忙しくなりますけれども、決算でこういう事業がなされてきましたとか、やってきましたとか、そういう報告を兼ねたやり方であれば2回以上できますよね。だから、その会場を1日に2

つやるのか、その辺は。ただ、そのやり方もひとつかなと思うんです。声を聞くだけじゃなくて、こちらの新しい事業とか、そういう説明したり、予算がこれぐらいのものであればこれぐらいの予算とか、そういうのも説明できるようなものもいいのかとか、そういうのを含めると、前半、後半でやってもいいかなって、そういう感じを受けます。ですから、2回以上で委員長よろしく願います。

寺門勲委員 産業建設常任委員会のほうで、できるだけ早めのこの懇談会を持とうと考えています。こちらから出向いて、ある会場に理事を招いて、こちら6名向こうが大体6名の形で私は考えていまして。例えば午後1時半から始まって1時間ぐらいは、例えば建設業の団体の方、2時から、例えば造園関係の方ということで、同じ日にちの午後からで、そういったことで考えたりもしています。その回数というか、2回以上ということでも、それはやぶさかじゃないと思います。

副委員長 2回以上にしましょう。

委員長 そうですね、開かれた議会と言っているものですから、今まで1回どうのこうのと言っているより、回数は多いほうがいろんな方とお話ができるかと思しますので、2回以上、常任委員会の皆様には汗をかいていただいて。そういう中で、常任委員会はそっちでそういった動きで、また全体みたいなやるのであれば、今度は議会運営委員会で動いて、各常任委員長もいるんですし、そういったので議会報告会、1回ないし2回ないしというのを開ければ、非常に多い議員と語ろう会になろうかと思しますので、ご理解、ご協力をよろしく願います。

(「分かりました」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

それでは、どうですか、条文のほうはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、今回の議会基本条例の検討については閉じさせていただくんですけれども、先ほど君嶋委員もあつたとおり、随時、改選後にどうだというわけじゃなくて、随時気づいたときに、この見直し、いろいろ考えていくことがいいのかと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

次の議題に入ります。

(2) その他についてです。

議員勉強会の日程について、事務局より説明をお願いします。

次長補佐 前回の議会運営委員会のほうで議員のコンプライアンス、ハラスメントの研修を早期に行うということが決定したと思うんですけれども、今回、正式に決まりましたので、報告のほうをさせていただきます。

内田一夫先生に議員のコンプライアンスということで講義のほうをいただきたいと思えます。日時なんですけど、定例会が終わってすぐなんですけれども、6月25日火曜日、1

時半から全員協議会室のほうで行いたいと思います。25日火曜日1時半から全員協議会室になります。内容については、コンプライアンス、ハラスメントについての講義になりまして、質疑応答を含みまして大体2時間ぐらいの予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

この件に関してご質疑ございますでしょうか。

6月25日の1時半からということで。コンプライアンスの勉強しながら、前回も言ったとおり、そういった条例的なものも含めて9月あたりには上程できるように一緒に勉強できたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかにございますか、何かご意見。大丈夫ですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会(午前11時06分)

令和6年6月20日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男